

市税完納及び特別徴収に関する証明書(千葉市税)に関する注意事項

1 証明書の提出について

- (1) 千葉市入札参加資格審査申請又は千葉市小規模修繕業者登録申請をされる方で、**千葉市内に本店又は営業所等を有する方は、証明書の提出が必須となります。**
- (2) 千葉市の公の施設に係る指定管理者の指定申請を行う際に提出が必要となります。

※下記3の発行担当窓口で**確認・押印済みの証明書(第45号様式)**を提出してください。法人の代表者の方が来所する場合は、代表者であることを証する公的な書類、支配人の方が来所する場合は、支配人であることを証する書類(公的な書類又は会社が支配人であることを証明した書類)、法人の従業員の方が来所する場合は、従業員証(従業員証がない場合は代表者印を押印した委任状等)が必要です。

2 証明書の請求方法

請 求 書	証 明 書
「市税完納及び特別徴収に関する証明請求書」 第44号様式	「市税完納及び特別徴収に関する証明書」 第45号様式

上記「請求書(第44号様式)」と、「証明書(第45号様式)」の2つの書類を作成の上、下記3の「発行担当窓口」へ提出してください。

納税状況等を確認した後、証明書に公印を押印してお返します。**公印押印後の証明書が、申請に必要な書類となります。**

なお、書類作成の際はシート「記載例(第44号、第45号)」をご参照の上で作成下さい。

※ 請求にあたり必要なものや郵送による請求など、詳しい請求方法については、下記URL、千葉市ホームページ【千葉市役所コールセンター:よくあるご質問(FAQ)「Q:市税完納及び特別徴収に関する証明書について」】をご確認ください。

[URL] <http://www.callcenter.city.chiba.jp/faq2/userqa.do?user=ccc&faq=15302000&id=2133&parent=0>

※ 電話でのお問い合わせは、下記3までお願いします。(いずれの窓口でも対応可能です。)

3 発行担当窓口

証明書に関する問い合わせ先及び発行担当窓口は下記のとおりです。証明書の申請方法や、その他市税の制度等について、ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

発行担当窓口	問い合わせ先
(1) 千葉市東部市税事務所 市民税課管理班(若葉区役所内)	東部市税事務所 市民税課管理班 【電話】043-233-8137
(2) 千葉市東部市税事務所 中央市税出張所(中央区役所内)	
(3) 千葉市東部市税事務所 緑市税出張所(緑区役所内)	
(4) 千葉市西部市税事務所 市民税課管理班(美浜区役所内)	西部市税事務所 市民税課管理班 【電話】043-270-3137
(5) 千葉市西部市税事務所 花見川市税出張所(花見川区役所内)	
(6) 千葉市西部市税事務所 稲毛市税出張所(稲毛区役所内)	

4 特別徴収に関する事項について

千葉市で特別徴収の義務のある事業所は、千葉市内在住の従業員分の特別徴収を行っていることが証明書の発行要件となります。

現在、特別徴収を行っていない事業所は、千葉市内在住の従業員分の「**特別徴収切替届出書**」の提出が必要となりますので、請求書・証明書と併せて提出してください。

※特別徴収切替届出書ダウンロードページ <http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/zeisei/shinzeisho.html>

◆特別徴収とは、給与所得者に課されている個人住民税を、給与支払者が毎月の給与から天引きして、市町村に納める制度です。所得税の源泉徴収を行っている給与支払者は、法律上(地方税法第321条の3第1項、地方税法第321条の4第1項)、個人住民税の特別徴収義務者として、特別徴収を行うことが義務付けられています。

◆特別徴収義務者指定番号は、毎年5月に千葉市より事業所へ送付している「**給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)**」でご確認頂けます。

◆特別徴収の義務があるかどうかなど、「特別徴収に関するお問い合わせ」は、

「千葉市西部市税事務所 市民税課個人市民税班【電話043-270-3140】」までご連絡ください。